

平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十七条の規定を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十七条第一項から第五項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
（廃止）

2 再生資源の利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成四年大蔵省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号）は、廃止する。

附 則 （令和元年七月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式

表面

第 号

資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第六項の立入検査をする職員の身分証明書

← 3センチメートル →	
↑ 4 ↓	↓ 3 ↓
写 真	押 出 ス タ ン プ

職名及び氏名

年 月 日生

年 月 日交付

発 行 者 名 印

裏 面

資源の有効な利用の促進に関する法律抜すい

第三十七条 主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者又は特定再利用事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者又は特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第二十条、第二十三条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に対し、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定副産物事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 前各項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十七条第一項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

2 発行者は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。